

子育て・教育

妊娠・出産

地域保健課 ☎874-9500

◆ネウボランドだいとう ☎874-2767

妊娠に気付いた時から子どもが18歳になるころまで、子育てを応援・サポートする総合相談窓口です。(P26)

受付時間 午前9時～午後5時30分

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

◆親子(母子)健康手帳の交付

妊娠の診断を受けたら妊娠届出書(ネウボランドだいとうにあります)に記入し届け出をしてください。

同時に妊娠・出産について不安・心配なことがあれば相談も行っています。

◆妊産婦健康診査

▶妊婦健康診査

妊婦の健康増進を図るため、健康診査を行っています。
最大14回(多胎の場合、さらに5回追加)一部公費助成・妊婦歯科健診(無料・1回)を受けることができます。

▶産婦健康診査

出産後間もない時期のお母さんの心の健康状態の確認や検尿・診察などを行う産婦健康診査(産後2週間前後の健診と産後1か月前後の健診の2回)の費用を助成します。上限5,000円です。

※出産後8週を過ぎる健診は対象外

◆妊産婦訪問・相談

妊娠中の過ごし方や出産後の育児に不安のある人に、保健師や助産師が訪問や電話などで相談に応じます。

◆だいとうママパパ学級

妊娠中の生活の送り方、出産、育児のための準備などに関して、助産師・保健師などによる教室を行っています(事前予約が必要)。詳しくはホームページでお知らせします。

◆離乳食体験会

離乳食の進め方の講話と、すりつぶし体験をします。赤ちゃんも一緒に参加できます。離乳初期(5～6ヶ月頃)の内容です。(要予約)

場所 すこやかセンター(保健医療福祉センター)

時間 毎月第3木曜日午後(年度により日程の変更あり)。
詳しい日程と時間は4か月児健診、ホームページでお知らせします。

◆育児相談会

市内各地域で実施しています。
詳しくは、お問い合わせください。

◆新生児乳児訪問

子どもが生まれたら、助産師・保健師・保育士等が訪問し、赤ちゃんの計測や子育てについての相談を行っています。
里帰り出産の場合は、地域保健課までご連絡ください。

◆子どもの健康診査

子どもの心身の健康のため、次のような健診を行っています。

新生児聴覚検査	生後1か月未満の乳児を対象に実施。受診券は妊産婦健康診査受診券についています。
1か月児健康診査	生後27日～生後6週未満の乳児を対象に実施。受診券は妊産婦健康診査受診券についています。
乳児後期健康診査	9か月から1歳未満の乳児を対象に実施。受診券は郵送します。
4か月児健康診査	●問診 ●身体計測 ●小児科診察 ●発達・育児などの相談
1歳10か月児健康診査	●身体計測 ●問診 ●内科診察 ●歯科診察 ●栄養や発達などの相談
2歳6か月歯科教室	●集団指導 ●歯みがき指導 ●歯科診察
3歳6か月児健康診査	●身体計測 ●問診 ●内科診察 ●尿検査 ●歯科診察 ●栄養や発達などの相談

◆健康相談

- 健康についての個別相談に応じます（費用は無料）。ただし、医療機関で治療中の人は除きます。
- 保健師による健康相談
 - 管理栄養士による栄養相談
- 相談を希望する人は事前連絡が必要

場 所 すこやかセンター（保健医療福祉センター）

◆はろーベビィ訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

🔍 ネウボランドだいとう ☎874-2767

4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問します。赤ちゃんの健康状態や、産後の生活、育児支援に関する情報提供、育児相談（赤ちゃんがよく泣く、母乳が出ないなど）などに応じます。

◆赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者が外出先で授乳やおむつ交換をするときに利用できる施設です。

子育て世帯が安心して外出できる環境づくりの一環として、幼稚園・保育所などの公共施設をはじめ、民間の事業所にもご協力いただき市内各所に設置しています。 **このマークが目印です▶**



◆にここに子育て訪問事業

🔍 ネウボランドだいとう ☎874-2767

おおむね生後6～8か月の第1子がいる全ての家庭（保育所などに入所している人は除く）に対し、地域の民生委員児童委員・主任児童委員等が家庭訪問し、地域の子育て施設や子育て情報を提供します。

手当・給付金など

🔍 こども家庭室 子ども政策グループ ☎870-9655

◆児童手当

高校生年代修了前（18歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育し、一定の要件を満たしている人に児童手当が支給されます。

支給額	
児童の年齢	児童手当の額（1人あたりの月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上～小学校修了前	10,000円
中学生	10,000円
高校生年代 （18歳の誕生日後の 最初の3月31日までの子）	10,000円

※大学生年代の子ども（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）から数えて3番目以降の子どもの支給額は年齢にかかわらず30,000円となります（多子加算）。

◆児童扶養手当

ひとり親家庭などにおける、18歳到達後最初の3月31日までの児童を監護している父もしくは母、または父母に代わり児童を養育している人に支給されます（所得制限あり）。
公的年金受給者で、受給者および児童の受給する公的年金などの額が児童扶養手当の支給額を下回る場合は、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

必要なもの 戸籍謄本、健康保険証、養育費に関する申告書など

◆特別児童扶養手当

20歳未満で、政令で規定する障害の状態にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます（所得制限あり）。

支給額 （令和7年4月現在）

区分		金額
障害の程度	1級	1人に付き月額56,800円
障害の程度	2級	1人に付き月額37,830円

- 手当の月額は「物価スライド制」の適用により変動することがあります
 - 児童が児童福祉施設に入所している場合や、児童が障害を支給事由とする公的年金を受けている場合は支給されません
- 必要なもの** 診断書（こども家庭室に用紙があります）、戸籍謄本、印鑑など

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の自立・就労に向けた主体的な能力開発を支援するもので、指定した講座を受講し、修了した後に給付金を支給します。講座を受ける前に講座指定申請が必要で審査があります（要予約）。

◆高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が、就労に結びつきやすい資格【看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師など】を取得するため、養成機関で修業する場合に一定期間について給付金を支給します（要予約）。

◆養育費確保支援補助金

養育費の取決めにに関する公正証書の作成費用等の補助や保証会社と契約を締結する時の保証料の補助を行います。

◆親子交流支援

離婚をした父母が自分たちだけで子どもとの面会交流を行うことが難しい場合に、支援員・交流場所等を支援します。

◆大阪府母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭および寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な貸し付けを行います。申請から貸付金の交付まで、相当の日数（2～3か月）がかかります。まずは面接させていただきます。必要な金額に係る資料をお持ちください（要予約）。

子育て支援事業

◆大東市ファミリー・サポート・センター

☎870-8993（住所：赤井一丁目2-10 ポップタウン本館4階）
子育てを地域全体で支えていくまちをめざし、アドバイザーの調整のもと、子育て経験のある市民が一時的な子育てのサポートを行います。

◆つどいの広場

主に乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合ったり交流を図ります。また、子育て中の相談も行える施設です。
きしゃぼっぱ ☎875-8855（住所：灰塚五丁目13-6）
みどり ☎807-5466（住所：北条一丁目22-20）
まんまいーよ ☎080-6228-1140（住所：深野三丁目28-3アクティブ・スクウェア・大東2階）
はぐくみひろば ☎803-8993（住所：諸福三丁目11-17）
リュッカ ☎814-9009（住所：赤井一丁目12-7）

◆子育て支援センター

地域の子育て支援の拠点として、妊婦や就学前の子どもを持つ家庭の子育てを支援する施設です。
南郷子育て支援センター ☎872-0013（住所：太子田一丁目12-37）
四条子育て支援センター ☎876-7510（住所：野崎一丁目6-35）
キッズプラザ ☎874-8800（住所：幸町8-8）

相談・支援事業など

◆子ども発達支援センター

▶ **児童発達支援（通所）センター**
☎812-7791

児童福祉法に基づき、運動発達に遅れがある子どもや、言葉の遅れなど発達に支援を必要とする就学前の子どもたちのための通所施設です。

- 自由遊び、設定遊び、個別指導、機能訓練などがあり、それぞれの活動に子どもが主体的に取り組むことで、発達を促し援助します。また、その保護者に療育指導を行います。
入園相談については直接子ども発達支援センターにお問い合わせください。
- 児童発達支援「たんぽぽ園」
 - 児童発達支援「すみれ園」

▶ **幼児発達支援教室（バンビ教室）**
☎812-7792

言葉が遅かったり、発達に支援を必要とする就学前の子どもを対象に親子で通う教室です。「生活と遊び」を中心とした楽しい活動の中で、発達を促します。

▶ **保育所等訪問支援事業**
☎812-7791

発達に支援を必要とする子どもの保育施設・幼稚園・小学校などを訪問支援スタッフが訪問し、子どもが集団生活に適應するための支援を提供するものです。そのために、必要な支援やアドバイスなどを行っています。

▶ **相談支援事業**
☎812-7793

言葉の遅れや友達との関わりなど、発達に関する心配事や障害などのご相談をお受けし、必要な情報提供や福祉サービスの利用援助を行います。

◆母子・父子自立支援員

🔍 こども家庭室 子ども政策グループ ☎870-9655
ひとり親家庭の母または父や寡婦に対し、その自立に必要な情報提供を行うとともに求職活動に関する相談に応じます。離婚前相談も行っています（要予約）。

◆ひとり親家庭等就労支援事業

🔍 こども家庭室 子ども政策グループ ☎870-9655
ひとり親家庭の保護者を主な対象とした就労支援として転職支援や職業紹介を行います。キャリアカウンセラーによるカウンセリングを行い、個々のニーズに合った求職活動の実践的な支援を行います（要予約）。

◆母子生活支援施設

🔍 こども家庭室 子ども支援グループ ☎875-8101
母子家庭またはこれに準ずる家庭で、配偶者の暴力からの回避などで住む所がない母子は、自立できるまで生活する母子生活支援施設に入所する手続きを行うことができます。

◆助産制度

🔍 こども家庭室 子ども支援グループ ☎875-8101
妊産婦が保健上必要にもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができないとき、助産施設への入所出産費用を助成する制度です（所得制限および自己負担あり）。

◆家庭児童相談

子どもの育て方や、親子関係など子どもに関わる相談を専門の相談員がお聞きし、保護者や子どもと一緒に良い方法を見つけ出します。

▶ **こんなときにご相談ください**

しつけがうまくいかない・幼稚園や学校に行きたがらない・言葉が遅い…など子育ての悩みがあるとき
相談は来所か電話で

受付時間 午前9時～午後5時30分
相談日 月～金曜日（土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

相談窓口 ネウボランドだいとう ☎874-2767

◆児童虐待の通告および相談

しつけのつもりで行っていることも、子どもが心や体にダメージを受けていればそれは虐待です。
虐待かもしれないと思ったら、一人で抱え込まずに、通告してください。
「もしかして虐待？」と思ったら、まずお電話を。

通告先
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189
児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783
こども家庭室（家庭児童相談室） ☎875-8101
夜間・休日・緊急時
大阪府子ども家庭センター ☎072-295-8737（通告専用）

保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設・幼稚園

🔍 こども家庭室 保育幼稚園グループ ☎870-0474

保育所(園)・認定こども園(保育所機能部分)・小規模保育施設への入園を希望される場合は、こども家庭室保育幼稚園グループにお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園(幼稚園機能部分)への入園を希望される場合は、直接それぞれの施設(公立施設の場合はこども家庭室保育幼稚園グループ)にお問い合わせください。

施設数

市立保育所…2園／私立保育園…3園／市立認定こども園…1園／私立認定こども園…21園／私立小規模保育施設…3園／市立幼稚園…1園／私立幼稚園…1園

施設一覧 (令和7年4月1日現在)

区分	保育施設名	所在地	電話番号
市立保育所	南郷保育所	太子田三丁目1-20	☎872-7327
	野崎保育所	野崎一丁目6-35	☎876-5630
私立保育園	泉保育園	泉町一丁目3-2	☎873-9638
	灰塚保育園	灰塚五丁目2-33	☎871-5422
	津の辺保育園	南津の辺町2-32	☎876-8327
市立認定こども園	北条こども園	北条三丁目9-18	☎876-5237
私立認定こども園	住道こども園	三住町11-21	☎872-4218
	大東わかば保育園	北条一丁目21-36	☎878-4121
	秀英幼稚園	深野三丁目1-12	☎874-4403
	若竹こども園	深野五丁目7-27	☎874-2930
	あすなろこども園	扇町9-8	☎873-2241
	あすなろこども園分園	末広町11-6	☎870-1515
	聖心保育園	太子田二丁目14-15	☎874-2371
	第2聖心保育園	寺川一丁目20-1	☎874-0981
	みのりこども園	津の辺町4-11	☎879-2777
	大東つくし保育園	諸福六丁目3-33	☎873-9817
	四条保育園	北条一丁目8-48	☎879-4158
	上三箇保育園	三箇一丁目13-13	☎872-4296
	新田保育園	新田中町4-9	☎870-6680
	新町保育園	川中新町9-1	☎874-2881
	氷野保育園	大東町10-15	☎871-7321
	江ノ口保育園	三箇四丁目16-16	☎874-5640
	ひらりす	野崎四丁目5-6	☎803-2020
	愛真幼稚園	西楠の里町15-1	☎877-0164
	朋来幼稚園	朋来二丁目14-5	☎872-0337
	四條畷学園大学附属幼稚園	学園町6-45	☎876-2420
小規模保育施設	ひとつぶ保育園	深野四丁目3-4	☎872-0603
	聖心保育園分園	赤井三丁目5-11	☎874-1442
	わかたけ保育園	住道二丁目8-4	☎873-7205
	住道サンフレンズ保育園	朋来二丁目5-35	☎803-6801
市立幼稚園	諸福幼稚園	諸福一丁目2-1	☎873-0640
私立幼稚園	大東中央幼稚園	赤井一丁目2-1	☎872-8071

▶ **一時預かり保育実施施設**

大東つくし保育園 ☎873-9817

津の辺保育園 ☎876-8327

あすなろこども園分園 ☎870-1515

上三箇保育園 ☎872-4296

保護者の一時的な就労・傷病・災害・事故・看護・介護・冠婚葬祭・育児疲れなどの理由で、家庭での保育が困難となる子どもを一時的に保育します。

◆**病児病後児保育**

あすなろ病児・病後児保育室 ☎870-1515(住所:末広町11-6)

野崎徳州会病院病児保育室こっこハウス ☎872-1360(住所:谷川二丁目10-50)

医師・看護師・保育士が連携して病気・病気回復期の子ども(小学3年生まで)を看護・保育します。

*あすなろ病児・病後児保育室は保育所併設型のため、医師が常駐しません(ご利用の際には事前に医療機関で「診療情報提供書」を作成していただく必要があります。詳しくは市ホームページをご覧ください)

市立小学校

🔍 学校管理課 ☎870-9642

◆**入学するとき**

新入学児童には、前年の11月上旬から12月上旬までの間に各小学校で就学予定児童健康診断を実施しています。

事前に郵送する健康診断の案内に『就学通知書』・『就学届』を同封しますので、入学説明会の時に小学校へ提出してください。

次のようなときは、各小学校か学校管理課へ早めにお申し出ください。

- 住所などに変更があったとき
- 病気などの理由で就学に差し支えるとき
- 国立、私立の学校へ就学するとき
- 特別支援学校へ就学するとき

◆**放課後児童クラブ**

昼間、保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成および福祉の向上を図ります。

▶ **申込書の配布**

次の各児童クラブおよび大東市社会福祉協議会で配布、同ホームページでもダウンロードできます。

大東市社会福祉協議会 ☎886-3280

放課後児童クラブ名	電話番号
四条北小放課後児童クラブ(四条北小学校内)	☎877-3903
泉小放課後児童クラブ(泉小学校内)	☎870-8452
氷野小放課後児童クラブ(氷野小学校内)	☎806-2211
灰塚小放課後児童クラブ(灰塚小学校内)	☎875-6588
南郷小放課後児童クラブ(南郷小学校内)	☎871-0464
住道北小放課後児童クラブ(住道北小学校内)	☎872-9288
住道南小放課後児童クラブ(住道南小学校内)	☎871-7201
四条小放課後児童クラブ(四条小学校内)	☎879-0822
深野小放課後児童クラブ(深野小学校内)	☎871-8411
北条小放課後児童クラブ(北条小学校内)	☎877-0301
三箇小放課後児童クラブ(三箇小学校内)	☎875-0878
諸福小放課後児童クラブ(諸福小学校内)	☎870-1666

◆**他市町村から転入するとき**

①在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。

②市民課で転入届をして転入児童生徒通知書をもらい、①の書類と一緒に、転入する学校へ提出してください。

◆**市内転居の場合**

①市民課で転居届をして転居児童生徒通知書をもらってください。

②①の通知書を在学している学校へ提示し、在学証明書と教科書給与証明書の交付を受けてください。

③②の書類を①の通知書と一緒に転入学する学校へ提出してください。

◆**他市町村へ転出するとき**

①市民課で転出届を提出して転出児童生徒通知書をもらい、転出する学校へ提出してください。

②在学する学校で在学証明書と教科書給与証明書をもらってください。新しく居住する市町村への転入手続きのときに持参して、転校の手続きを行ってください。

